

運営に関する基準

1 運営規程・内容及び手続の説明及び同意・掲示

事例

- ✓ 運営規程及び重要事項説明書が定められていない。

指導・ポイント

- 運営規程及び重要事項説明書を定めること。
- なお、重要事項説明書については、事業所内に掲示すること。

基準

【居宅基準省令第90条】

第90条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、運営規程(次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程をいう。)を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 虐待の防止のための措置に関する事項
- 七 その他運営に関する重要事項

【居宅基準省令第91条で準用する第8条第1項】

第8条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第90条に規定する運営規程の概要、居宅療養管理指導従事者の勤務の体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

【居宅基準省令第91条で準用する第32条】

第32条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、居宅療養管理指導従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。